

鹿児島県GX推進再エネ導入支援事業費補助金  
(再生可能エネルギー発電設備及び水素製造・利活用導入可能性調査事業)  
交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、安定した発電が期待できる再生可能エネルギー（バイオマス、小水力、地熱）を利用した発電設備及び水素製造・利活用設備の導入を加速させるため、予算の定めるところにより、再生可能エネルギー発電設備及び水素製造・利活用設備の導入に必要な導入可能性調査、設備の基本設計等を行う民間事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付要件)

第2条 補助金の交付のための要件は、次のいずれかを満たすものとする。

- (1) 民間事業者が県内で実施する、バイオマス・小水力・地熱を利用した発電設備及び水素製造・利活用設備の導入に必要な計画の作成や調査を行う事業であること。
- (2) 民間事業者が県内で実施する、バイオマス・小水力・地熱を利用した発電設備及び水素製造・利活用設備の導入のための基本設計を行う事業であること。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助の交付対象経費及びこれに対する補助率は、次のとおりとする。

補助の対象			補助率
対象事業	対象経費	事業主体	
バイオマス発電事業	外注費、人件費、リース料、旅費、謝金、その他必要な経費	民間事業者	1 / 2 以内（上限 200 万円）
地熱発電事業			
小水力発電事業 （出力 1,000 kW 以下）			
水素製造・利活用設備事業			

2 次の各号に掲げる者は、補助の申請をすることができない。

(1) 鹿児島県税を滞納している者

(2) 鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年度鹿児島県条例第 22 号）第 2 条に規定する「暴力団」、「暴力団員」、「暴力団員等」及び「暴力団関係者」

（補助金の交付申請）

第 4 条 規則第 3 条の補助金等交付申請書は、別記第 1 号様式によるものとする。

2 規則第 3 条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（別記第 2 号様式）

(2) 収支予算書（別記第 3 号様式）

(3) 見積書など積算内訳の根拠となるもの

(4) 誓約書

(5) 鹿児島県税の納税証明書（発行から 3 箇月以内のもので、現に鹿児島県税の滞納がないことを証明するもの。ただし、鹿児島県内に事業所を持たない事業者は不要とする。）

(6) 住民票の抄本（申請者が個人事業主である場合のみ）

(7) その他知事が必要と認める書類

3 消費税及び地方消費税仕入控除の対象となる事業者が前項の申請書を提出する場合は、当該補助対象事業に含まれる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に、補助対象経費の額に対する補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助対象事業に含まれる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りではない。

4 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

（補助金の交付の条件）

第 5 条 規則第 5 条第 1 項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

(1) 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金交付要綱（令和 5 年 12 月 21 日総行政第 327 号）、鹿児島県 G X 推進再エネ導入支援事業費補助金（再生可能エネルギー発電設備及び水素製造・利活用導入可能性調査事業）交付要綱に従わなければならない。

(2) 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。

- (3) 補助事業者は、知事の指示するところにより、補助事業終了後、補助事業の効果等について報告しなければならない。
- (4) 補助事業者は、この補助金に係る収入、支出を明らかにした帳簿及び当該収入、支出についての証拠書類又は証拠物を、事業終了の翌年度から起算して5年間備え、整理保管しておかなければならない。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合。ただし、事業目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更等の軽微な場合を除く。
  - (2) 事業費の額の変更をしようとする場合。ただし、事業費の額の20パーセント以内の額の減額を除く。
- 2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。
- (1) 事業変更計画書（別記第2号様式）
  - (2) 変更収支予算書（別記第3号様式）
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第6号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第9条 規則第11条第1項の規定による状況報告は、事業状況報告書（別記第8号様式）により行うものとする。

- 2 規則第11条第2項の規定により知事の承認又は指示を受けようとする場合には、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（別記第9号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 10 条 規則第 13 条の補助事業等実績報告書は、別記第 10 号様式によるものとする。

2 規則第 13 条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書 (別記第 8 号様式)
- (2) 収支精算書 (別記第 3 号様式)
- (3) 支出に係る発注書、契約書又はその他証拠書類の写し
- (4) 支払が済んでいることを示す領収書又はその他証拠書類の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 第 1 項の補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 10 日のいずれか早い日とする。ただし、県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 11 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書 (別記第 11 号様式) を速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出があった場合は、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の額の確定)

第 12 条 規則第 14 条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書 (別記第 12 号様式) により行うものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 規則第 16 条第 1 項の補助金等交付請求書は、別記第 13 号様式のとおりとする。

2 この補助金は、概算払により交付することができる。

3 規則第 16 条第 3 項の概算払申請書は、別記第 14 号様式のとおりとする。

(雑則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月16日から施行する。